第78号議案 県立高等学校通学区域に関する規則の改正について

令和3年3月10日 教育庁教育政策課 043(223)4019

幕張総合高等学校の普通科廃止に伴い、下記のとおり「県立高等学校通学区域に関する 規則」第2条第1項 普通科の学区規則中「、千葉県立幕張総合高等学校」を削除する。

県立高等学校通学区域に関する規則(抜粋)

(学区)

- 第二条 全日制の課程の普通科の学区は、千葉県立千葉女子高等学校、千葉県立幕張総合高等学校及び 千葉県立木更津東高等学校以外の高等学校にあっては別表のとおりとし、千葉県立千葉女子高等学校、千葉県立幕張総合高等学校及び千葉県立木更津東高等学校にあっては県内全域とする。
- 2 全日制の課程の専門教育を主とする学科(専攻科を含む。)及び総合学科並びに定時制の課程の 学区は、県内全域とする。

別表 (第二条第一項)

学区名	所属市町村名
第一学区	千葉市
第二学区	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 八千代市 浦安市
第三学区	野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ケ谷市
第四学区	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡内全町
第五学区	銚子市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡内全町
第六学区	東金市 山武市 山武郡内全町
第七学区	茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡内全町村 夷隅郡内全町
第八学区	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡内全町
第九学区	木更津市 市原市 君津市 富津市 袖ケ浦市